

## 佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年2月27日(月)午後3時00分から午後3時45分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	1番	東 條	操
会長職務代理者	2番	河 原	功
委員	3番	長 江	操
	4番	森 崎	茂
	5番	柏 木	和 生
	6番	大 西	整
	7番	山 下	哲 男
	8番	松 長	護
	9番	山 本	光 雄
	10番	星 山	隆 啓
	11番	加 藤	秀 數
	12番	谷 渕	孝 雄
	13番	和 久	義 弘

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第 2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山 本 利 也

書記 瀧 倉 裕 介

## 7. 会議の概要

- 事務局 ただ今から、平成28年度2月総会を開会いたします。  
はじめに、東條会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会 長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。  
本日の出席委員は、全委員13名が出席しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を東條会長をお願いいたします。
- 議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。  
(異議なし)  
それでは、10番 星山隆啓委員、12番 谷渕孝雄委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の瀧倉裕介さんを指名いたします。  
それでは、日程第3の議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議案に供します。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 議案書の1ページから4ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案10件でございます。議案第2号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。  
佐那河内村長より平成29年2月20日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が7件、新規の利用権設定の計画が3件で、面積は、29,827.61㎡です。  
【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】  
整理番号1の権利の種類については賃貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のため■■■■の■■■■さんと■■■■の■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■23番1、現況 畑、695㎡、■■■■24番1、現況 畑、1,331㎡、■■■■24番2、現況 畑、221㎡の3筆で、利用目的は柚子です。借賃については、10aあたり19,136円であり、3筆で43,000円になります。始期は平成29年3月1日から終期は平成34年2月28日の5年契約です。計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議 長 それでは、地元でありますので、説明させていただきます。  
資料1の地図をご覧ください。■■■■は■■■■から■■■■に行く連絡道になりますが、■■■■23-1、24-1、24-2はつながっておりまして、去年も柚子を付く手取りましたが、利用権設定をしておりませんでしたので、

この度新しく設定となりました。■■■さんと■■■さんは去年もその上の畑を借りておりまして、それに引き続いて契約となります。

何かご質問はありますか。

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。  
続いて整理番号2についてですが、農業委員自身に関する事項が含まれております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係する委員はこの議案に関与することができませんので、退室をお願いいたします。

(■■■番 ■■■委員 退室)

整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の権利の種類については賃貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のため■■■の■■■さんと■■■の■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■の■■■さんです。土地の所在地については、■■■25、現況 田、902㎡、■■■47番2、現況 田、770㎡、■■■51番1、現況 田、1,120㎡の3筆で、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり米53.7kgの物納であり、3筆で米5俵になります。始期は平成29年3月1日から終期は平成34年2月28日の5年契約です。計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2につきましては、担当地区の委員がこの案件に関係しておりますので代わりに補足説明をいたします。資料1の3ページをご覧ください。

■■■25は、■■■の■■■の南側にある水田であり、周辺も水田が多く、申請地はその中央部に位置します。続いて、■■■47番2は、同じく資料1の3ページにあり、■■■を更に東に向けて進んでいったところにある■■■の中央部に位置します。続いて、資料1の2ページをご覧ください。■■■51番1は、■■■を更に東に向けて進んで行き、■■■を渡らずに200m程進んだところにあります。地図でいいますと■■■さん宅の手前になります。3箇所とも水稻になっており、現在は冬なので■■■25は管理のみで、■■■47番2は菜の花、■■■51番1は野菜を作っています。■■■さんは高齢であり、■■■さんが耕作をしておりましたが、体調を崩されたので■■■さんに耕作を依頼したとのことです。

議長 何かご質問はありますか。

議長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。  
(■■■番 ■■■委員 入室)

続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いします。



続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号4と整理番号5につきましては、利用権の設定等をする者が同一の案件であり関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。

整理番号4の権利の種類につきましては賃貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[ ]の[ ]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[ ]の[ ]さんです。土地の所在地については、[ ]37番1、現況 田、400㎡で、利用目的は菜の花です。借賃については10aあたり12,500円で1筆5,000円になります。始期は平成29年3月1日から終期は平成34年2月28日の5年契約です。

整理番号5の権利の種類につきましては賃貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[ ]の[ ]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[ ]の[ ]さんです。土地の所在地については、[ ]37番1、現況 田、445㎡、[ ]38番1、現況 田、940㎡の2筆で、利用目的は水稲です。借賃については10aあたり7,000円であり、2筆で9,600円になります。始期は平成29年3月1日から終期は平成31年2月28日の2年契約です。

なお、整理番号4、整理番号5の[ ]37番1につきましては、[ ]の[ ]さん、[ ]の[ ]さんとの利用権による賃貸借契約を結んでおりましたが、平成29年2月1日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

元々[ ]37番1を[ ]さんと[ ]さんで利用権の設定をしていましたが、実際はその半分しか耕作ができていない状態でしたので、一旦合意解約をして、半分を[ ]さん、半分を[ ]さんと利用権の設定をし直す形になります。

議長 それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

2番 新規でもありますし、複雑な所もありますので、私の方から説明させていただきます。地図は3ページになります。まず場所は、[ ]を[ ]に向けて走っていきますと、[ ]に差し掛かって行きます。この中腹に[ ]で三叉路があります。これを右に下りますと[ ]に向かって行きます。500m位行きますと[ ]に合流しまして[ ]がかかっております。その手前なんですが、その橋の下に民家が2件あります。その下手側の民家の斜め下が申請地になっています。2筆となっておりますが、現状は1筆になっており、現地に行きましてもそのようになっています。実は[ ]さんと[ ]さんは[ ]であり、以前[ ]の農地を[ ]が夫婦で耕作しておりましたが、最近になりまして、ご主人が他界されまして、農地の耕作維持ができなくな

りました。どうしようかと両方から相談を受けておりました。あまりにも大きな農地でしたので、小さくしては話していましたが、まとまりました。3分の1程度を元の■■■■さんが、3分の2程度を■■■■さんがするようになりました。この■■■■さんですが、■■■■の下に2件の家が並んで建っていて、下手の方が借りて人となっています。■■■■に農地がかかっておりまして、残った農地も入水地帯になっておりどうにもならないということで、現在職場を退職されて時間も余っていますので、話し合いをしまして総会に提出の運びとなりました。両方ともよろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。いかがでしょうか。

(発言なし)

議 長 それでは、整理番号4および整理番号5について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号4および整理番号5は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号6と整理番号7につきましては、利用権の設定等をする者と利用権の設定等を受ける者が同一の案件であり関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。

整理番号6の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■200番6、現況畑、469㎡ほか29筆で、利用目的はすだち、みかん、キウイフルーツ等です。始期は平成29年3月1日から終期は平成39年2月28日の10年契約です。

整理番号7の権利の種類につきましては貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■118番1、現況畑、737㎡ほか6筆で、利用目的はみかん、しきびです。始期は平成29年3月1日から終期は平成39年2月28日の10年契約です。計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

補足説明としまして、整理番号6は10年契約の利用権の再設定になりまして、整理番号7は10年の間にこの地域で地籍調査がはいりまして、新しい地番ができて、それらの利用権の設定になっております。

議 長 それではご説明いたします。

■■■■さんと■■■■さんは、■■■■でございまして、農業者年金の関係で10年前に利用権を設定しまして、10年が経過して再設定となりました。よろしくお願ひします。

農業者年金について説明を御願ひします。

事務局 【農業者年金、利用権の設定と農地法第3条について説明】

議長 それでは、整理番号6および整理番号7について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号6および整理番号7は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号8について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号8の権利の種類につきましては賃貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXのXXXXXXさんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXのXXXXXXさんです。土地の所在地については、XXXXXXXXXX39番、現況 田、676㎡で、利用目的は水稻です。借賃については10aあたり20,000円で1筆13,520円になります。始期は平成29年3月1日から終期は平成32年2月28日の3年契約です。計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

7番 この場所ですが、地図の11ページをご覧ください。XXXXXXさんの南側に橋がかかっておりまして、これを渡りそのまま行きますとXXXXXXになりますが、それまでの真ん中ぐらいにあります。XXXXXXさんは高齢で、XXXXXXは健康でまだまだ耕作が大丈夫です。御願ひします。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

議長 それでは、整理番号8について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号8は原案のとおり決定いたしました。  
続いて整理番号9について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号9と整理番号10につきましては、利用権の設定等をする者と利用権の設定等を受ける者が同一の案件であり関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。

整理番号9の権利の種類につきましては賃貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXのXXXXXXさんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXのXXXXXXさんです。土地の所在地については、XXXXXXXXXX17番1、現況 田、782㎡で、利用目的は水稻です。借賃については10aあたり米53.4kgの物納になります。始期は平成29年3月1日から終期は平成32年2月28日の3年契約です。

整理番号10の権利の種類につきましては賃貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXのXXXXXXさんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXのXXXXXXさんです。土地の所在地については、XXXXXXXXXX44番1、現況 田、1,09

9㎡、■■■■ 48番、現況 田、409㎡、■■■■ 62番1、現況 田、521㎡の3筆で、利用目的は水稲です。借賃については10aあたり米53.4kgの物納であり、先ほどの筆と合わせた4筆で米5俵になります。始期は平成29年3月1日から終期は平成32年2月28日の3年契約です。計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。  
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

2番 まず、整理番号9番の場所ですが、地図の12ページをご覧ください。■■■■がございまして、この上手を■■■■と言います。この入り口手前に■■■■の谷がございまして、この谷の前に■■■■17-1がございまして、もう一つの10の番号は、先ほど承認していただきました整理番号4と整理番号5の上手になります。ページでは3ページになります。田を1、2枚挟んだ上手側になります。上手とは■■■■の方を上手と言います。川側から山のに向けて■■■■がはしっています。整理番号9と整理番号10の両家は親戚になり、しかも同級生になります。以前から■■■■の方から不耕作地になったら、引き受けてくれという話になっておりまして、現在に至っております。自分の土地が下手にありまして、農作業に通行している道になります。自分の土地は少しの雨で冠水地帯になりますが、こちらの方は昨年の大水、昨年の台風16号になりますが、少し冠水した程度と聞いております。何の心配も無いと思います。

議長 ただいま説明がありました。いかがでしょうか。  
(発言なし)

議長 それでは、整理番号9および整理番号10について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号9および整理番号10は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を、議案に供します。

事務局より、議案第3号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の5ページをご覧ください。議案第3号の農地法第3条第1項の規定による許可申請は、1議案2件で、所有権の移転に関する件です。

整理番号1の譲渡人の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんで、譲受人の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんであり、申請の理由は相手方の意向です。土地の所在地については、■■■■80番1、現況畑、290㎡、■■■■80番2、現況畑、6.61㎡、■■■■80番3、現況畑、297㎡、■■■■81番、現況畑、452㎡の4筆になります。

本件につきましては、譲受人が取得後のすべての農地を利用すること、労



7 番 この場所は、■■■■に■■■■があつてこれを登っていきますと■■■■があります。この橋の下に■■■■さんの家がありまして、その前が丁度■■■■■■170-1になります。■■■■さんは一人で農業はしていないので、■■■■さんに買ってということになりました。■■■■さんは健康で大丈夫だと思います。今は菜の花を作っています。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明がありました。いかがでしょうか。

8 番 地図にある■■■■さんという家がそうですか。

7 番 そうです。

10番 これって4反に足りないのでは、借りて合わせていますか。

事務局 はい。

10番 もし、利用権の設定の時に否決されたら、4反に足りなくなりますね。それでしたら、先に利用権の設定を確定させてからの方がいいのでは。

事務局 先に利用権の設定を審議した後に売買をすれば問題はないと思います。逆は駄目ですが。

10番 そうですね。たちまち前が駄目になったら、これも駄目になりますから。

事務局 普段であれば農地法第3条の許可は総会の日で、利用権の設定の告示は1日日付でしていますが、今回のような件については同日付で許可と告示をしています。

議 長 この間新聞にも載っていましたが、隣の神山町は1反ですが、佐那河内は4反にしています。

議 長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので整理番号2は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 先ほどの案件で報告しましたが、農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約の通知について2件ございましたのでご報告します。

1件目につきましては、土地の所在地は、■■■■170番1、現況畑、306㎡につきまして、賃貸人の■■■■の■■■■さんと、賃借人の■■■■の■■■■さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、平成29年1月25日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。

2件目につきましては、土地の所在地は、■■■■37番1、現況田、845㎡につきまして、賃貸人の■■■■の■■■■さんと、賃借人の■■■■の■■■■さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、平成29年2月1日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。

どちらの件につきましても添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により書類を受理しております。

議 長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成28年度2月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 東條 操

佐那河内村農業委員会委員 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 谷渕 孝雄